

重要計画付議(報告)書

令和5年10月24日

部課名(福祉事務所長寿介護課)

1 件名	八幡浜地区施設事務組合からの脱退に関する進捗状況について(特別養護老人ホーム)
2 計画の概要	<p>昭和45年当時、八西地域には特別養護老人ホームが設置されていなかったため、八幡浜市、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町、三瓶町の1市5町で「青石寮」が設置された。</p> <p>平成15年6月1日に施設の老朽化により、現在の場所に改築移転され、改築に伴う費用については、入所者数の割合で決定されており、令和4年度で償還が終了となっていた。</p> <p>現在、西予市においては、特養施設が充足していることから、西予市内からの青石寮への入所はほとんどなく、八幡浜地区施設事務組合から脱退し、今後の財政負担の軽減を図りたい。</p>
3 関係法令等	老人福祉法・介護保険法
4 関係課	本庁総務課・財政課
5 その他	西予市が令和5年度に支払う負担金については、令和6年度末の脱退時に、同額が八幡浜地区施設事務組合から西予市に対して返還される。令和6年度以降は西予市に対しての負担は求められない。

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

八幡浜地区施設事務組合からの 脱退に関する進捗状況について

【特別養護老人ホーム】

福祉事務所長寿介護課

【現状と課題】（R5.5.8 報告済み）

昭和45年当時、八西地域には特別養護老人ホームが設置されていなかったため、八幡浜市、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町、三瓶町の1市5町で「青石寮」が設置された。

平成15年6月1日に施設の老朽化により、現在の場所に改築移転され、改築に伴う費用については、入所者数の割合で決定されており、令和4年度で償還が終了となっていた。

現在、西予市においては、特養施設が充足していることから、西予市内からの青石寮への入所はほとんどなく、今後、財政負担の軽減を図りたい。

【分科会の主な協議内容】（R5.5.8 報告済み）

〈第1回〉令和4年5月19日開催

◎今後の協議の進め方について

西予市から具体的な要望内容について提案し、次回分科会で協議する。



（協議事項を提出）

青石寮の今後の負担割合等について

- ①脱退までに改修が実施される場合の負担金の負担割合
- ②脱退後に改修が実施される場合の負担金の取り扱い

【分科会の主な協議内容】（R5.5.8 報告済み）

〈第2回〉令和4年7月19日開催

◎西予市からの要望について

西予市への負担は、脱退前も脱退後も負担を求めない。

◎施設の現状について

施設の老朽化により、備品等の入れ替えが必要である

事業費 1億9千300万円

◎今後の協議の進め方について

本日の協議内容を各市町に持ち帰り協議いただく。

【分科会の主な協議内容】（R5.5.8 報告済み）

〈八幡浜市来庁〉

◎西予市からの要望について（第2回）

西予市への負担は、脱退前も脱退後も負担を求めない。



大規模改修の実施年度である令和5年度に市町が事業費として負担金を支出する場合は過疎債を充当できるため、7割の交付税措置により負担を軽減できるとの考えに至った。

ただし、あくまでも負担金は規約による割合で構成市町が負担することとなっているため、西予市、伊方町に対して令和5年度に負担金を支出していただく必要があるほか、西予市においては「脱退までに改修が実施される場合に負担金を求めない」とした前回の提案内容から変更が生じる。令和5年度に負担いただいた額を令和6年度末の脱退時に返還するとの提案あり。

【分科会の主な協議内容】（R5.5.8 報告済み）

〈第3回〉令和5年1月18日開催

◎西予市からの要望について

八幡浜市からの提案を受け協議の結果、提案を受け入れることとする。

◎財産処分について

説明資料②（特別養護老人ホーム 財産一覧）について、脱退後の取り扱いについて、協議をお願いする。

◎今後の協議の進め方について

次回分科会において脱退後の取り扱いについて報告依頼あり。

【分科会の主な協議内容】

〈第4回〉令和5年5月16日開催

◎財産処分について

当該施設に係る財産については全財産を放棄する。

なお、この財産処分については、令和6年度議会において議決を得る予定



西予市の負担割合分の財産は、組合に帰属させることでまとまったので、10月に開催予定の協議会に、協議題として提出したいとの提案あり。

【八幡浜地区施設事務組合共同処理事業検討協議会】

〈第4回〉令和5年11月16日開催予定

◎特別養護老人ホーム事業に係る財産処分について

特別養護老人ホーム事業に係る西予市の財産については、財政調整基金（令和5年度西予市負担金相当額に限る）をのぞき、令和7年4月1日において、八幡浜地区施設事務組合に帰属させるものとする。



協議会にて承認されれば、分科会協議は完結